

ITER 周辺トムソン散乱計測装置の設計並びに製作
の進捗及び文書作成に係る管理作業

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

目次

目次	1
1. 一般仕様	2
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 作業範囲	2
1.4 作業実施場所	2
1.5 納期	2
1.6 納入場所	2
1.7 検査条件	2
1.8 提出図書	2
1.9 契約不適合責任	3
1.10 貸与品及び支給品	3
1.10.1 貸与品	3
1.10.2 支給品	3
1.11 品質管理	3
1.12 情報セキュリティの確保	3
1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.14 グリーン購入法の推進	3
1.15 協議	4
1.16 その他	4
2. 技術仕様	5
2.1.1 ETS の概要	5
2.2 ETS の FDR に向けた工程管理作業	5
2.3 ETS の FDR に向けた図書校正作業	6
2.4 ETS の製作に係る工程・図書管理作業	6
2.5 作業報告書の作成	7

添付資料

別添-1 知的財産権特約条項

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER 周辺トムソン散乱計測装置の設計並びに製作の進捗及び文書作成に係る管理作業

1.2 目的及び概要

ITER 計画において、日本は周辺トムソン散乱計測装置（以下「ETS」という）の調達を担当している。令和 8 年度には、ETS の最終設計レビュー（以下「FDR」という）が予定されている。

本件では、ETS の FDR に必要となる設計や課題対応作業の進捗確認及び遅延発生時の改善検討を行い、工程表を維持・管理する。また、FDR のために ITER 機構へ提出する図書を計画通りに整備するための図書校正作業を行う。さらに、ETS の一部機器は令和 8 年度から実機製作が始まるため、工程及び提出図書の管理を行う。

1.3 作業範囲

- (1) ETS の FDR に向けた工程管理作業
- (2) ETS の FDR に向けた図書校正作業
- (3) ETS の製作に係る工程・図書管理作業
- (4) 作業報告書の作成

1.4 作業実施場所

以下のいずれかの場所にて実施すること。

- (1) 茨城県那珂市向山 801 番地 1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所内
- (2) 受注者事業所等

1.5 納期

令和 9 年 3 月 31 日

1.6 納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟

1.7 検査条件

1.6 項に示す納入場所に 1.8 項に定める提出図書を納入後、本仕様の内容を満たしていることを QST が確認したことをもって検査合格とする。

1.8 提出図書

	図書名	提出時期	部数	確認
1	実施要領書	受注後 2 週間以内	1 部	要
2	打合せ議事録	打合せ後 1 週間以内	1 部	不要
3	ETS 調達工程表	隨時	1 部	不要
4	用語・略語集	隨時	1 部	不要
5	作業報告書	納期まで	1 部	要
6	再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始の 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 部	要

提出図書 1、2 及び 5 は紙媒体での提出に加え、電子メール又は QST のファイル共有システムを使用して電子ファイル（Microsoft Word、Excel、Power Point、Project 形式のいずれか）も提出すること。

提出図書 3 及び 4 は、隨時、支給品を Microsoft Teams 上で作業ファイルとして更新するとともに、納入時には紙媒体としても提出すること。

(提出図書の確認方法)

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、書面で回答する。

1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.10 貸与品及び支給品

1.10.1 貸与品

本作業で必要となる以下の資料及び物品等を無償で貸与する。ただし、貸与品は作業完了時に全て返却することとし、貸与及び返却方法・場所・時期は、別途、QST と協議すること。

- (1) 本作業を実施するために必要な図書及びデータ
- (2) QST は、本件の作業の実施目的に限り、必要に応じて、受注者へ QST 内の作業場所（什器類を含む。）、QST が所有するネットワーク、OA 機器、PC 及びソフトウェア（Microsoft Office 365、Microsoft Teams、Planner & Project P3）を無償で貸与するものとする。
その際は、QST の規程、規則等を遵守すること。

1.10.2 支給品

本作業で必要となる「ETS 調達工程表」及び「用語・略語集」について、Microsoft Teams により受注者の作業者に編集権限を付与することにより支給する。納入時に編集権限を解除する。

1.11 品質管理

受注者は、本契約の履行に当たり十分な品質管理を行うこと。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、契約条項のとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添一「知的財産権特約条項」に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1. 15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

1. 16 その他

- (1) 受注者は、QST を経由して IDM (ITER Document Management system) のアカウントを取得し、IDM にアクセスし ITER 機構発行図書を利用できるものとする。なお、IDM を利用する際は、ITER 機構の IDM 利用指針に従うとともに、ITER 計画の知的財産の管理条項を遵守すること。その他の ITER 機構が定めた規格などに関しては、QST と協議し、適用すべき規格・基準・ガイドラインを特定しながら作業を進めること。
- (2) 受注者は、業務の進行状況を隨時報告し、原則として週に 1 度程度、本件の業務全般に係る打合せを行うこととする。
- (3) 受注者は QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1.1 ETS の概要

図1に、ETSの概要図を示す。ETSは、プラズマ中の電子温度・密度分布をレーザーを利用して高精度で計測する装置である。ITERの装置中心から7.9 m以上8.2 m以下を5 mmの空間分解能で測定することがETSでは求められている。これを十分な尤度をもって可能にするため、装置中心から7.8 m以上、8.36 m以下を集光光学系の視野とする。また、ETSの主な構成機器とその機能は下記のとおりであり、構成機器の配置及び領域の名称は図1のとおりである。これらのうち、本件の管理作業で対象となる機器は、(2) レーザー入射光学系、(4) 集光光学系、(5) 光ファイバーバンドルである。

- (1) YAG レーザー：高出力なパルス状のレーザービームを生成する。
- (2) レーザー入射光学系：YAG レーザーで発せられたレーザービームを複数のミラー等で伝送してプラズマに入射する。
- (3) ビームダンプ：プラズマに入射されたレーザービームの大半はプラズマを通過し、ビームダンプにより終端される。
- (4) 集光光学系：プラズマに入射されたレーザービームのごく一部は、プラズマ中の電子により散乱される。これをトムソン散乱という。レーザービーム上の各点からの散乱光は、集光光学系を用いて、プラズマ中のレーザービームの像として結像される。
- (5) 光ファイバーバンドル：インターフースペース内で結像されたレーザービーム像は、像に沿って並べられた多数の光ファイバーバンドルによって、計測建屋内に像伝送される。各光ファイバーバンドルは、それぞれ専用のポリクロメータ分光器に接続される。
- (6) ポリクロメータ分光器：各ポリクロメータ分光器では、接続された光ファイバーバンドルから導かれたトムソン散乱光のスペクトルを7種類の透過波長帯を持つバンドパスフィルタを利用して分光する。バンドパスフィルタを透過したトムソン散乱光は、検出器により光電変換され、成形・增幅された後、アナログ電圧信号として出力される。
- (7) データ収集系：ポリクロメータから出力されるアナログ電圧信号をデジタル信号に変換し、スペクトルの解析を行い、電子温度と密度が求まる。

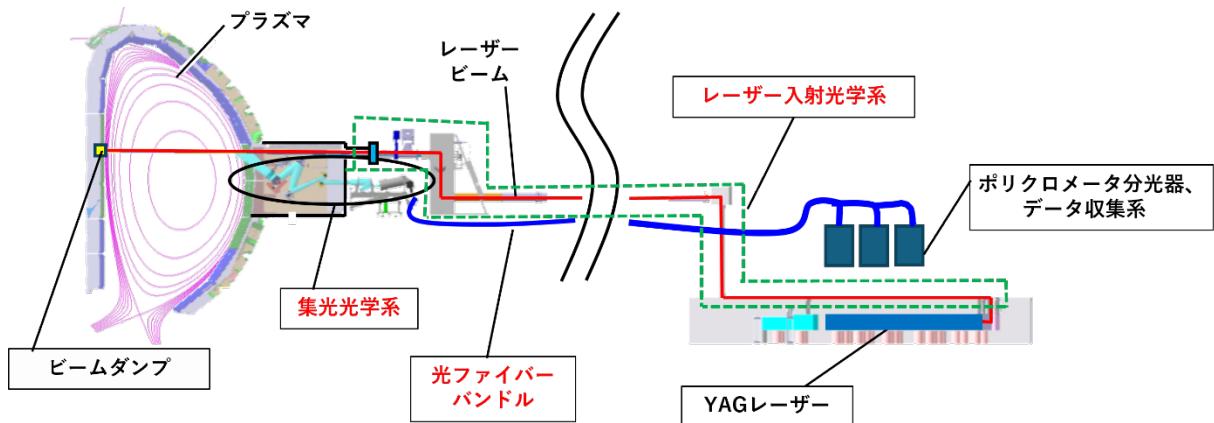


図1 ETS概要

2.2 ETS の FDR に向けた工程管理作業

FDRは、ITER機構で開催されるFDR会合で抽出された課題を解決することにより完了となる。ETSの構成機器のうち、ビームダンプ及び集光光学系については、過年度にFDR会合が開催された。令和8年度の第3四半期には、開催済みのFDR会合で先行して抽出された課題が解決されETSシステム全体として要求仕様を満足するかをレビューされるFDR会合(FDR-3会合)の開催が予定されている。

- (1) QST担当者の支援として、FDR-3会合開催準備と、FDR会合（開催済みの会合を含む）で提示

- された技術課題(Chit)対応に関して、実施すべきアクション及びその担当者や期限等を整理した上で、工程管理ツール等を活用し作業工程を明確化し、設計の進捗管理を実施すること。
- (2) 前項の達成のために、受注者は、ETS の業務を実施している約 10 名の開発担当者それぞれの作業の進捗状況を週に 1 度以上の頻度でヒアリングし、ETS 調達工程表に反映すること。工程遅延が既に発生している場合又は今後発生が見込まれる場合には、QST 担当者によってリカバリ策の必要性の有無が判断される。QST 担当者と開発担当者間で必要に応じて個別に開催される技術検討会議に参加するとともに資料等の管理を行い、技術課題の解決や工程遅延のリカバリに向けて必要となる調整やアクションのフォロー等の支援を行うこと。
- (3) 受注者は、ETS のトカマク建屋内機器に関する QST 内外で開催される技術会合に参加し、アクション及びその担当者や期限等を整理した上で、ETS 調達工程表に反映すること。想定される技術会合開催頻度は以下のとおり。
- 1) QST 内 ETS 技術会合 (日本語) : 週に 4 回程度、1 回当たり平均 45 分程度、受注者を除く参加人数は 3 名から 10 名程度。
 - 2) ITER 機構との進捗会合 (英語) ; 月に 1 回程度、1 回当たり平均 1 時間 15 分程度、受注者を除く参加人数は 15 名程度。
 - 3) QST と契約業者 (本件の受注者を除く、日本語又は英語) の打合せ : 週に 1 回程度、1 回当たり平均 1 時間 30 分程度、参加人数は案件による。

2.3 ETS の FDR 向けた図書校正作業

- (1) QST 担当者の支援として、QST から貸与する図書を基に、FDR-3 会合開催及び Chit 対応 (開催済み FDR で提示されたものを含む) に必要となる図書の管理作業を行う。具体的には、提出図書リストの作成及び維持を行うこと。
- (2) QST 担当者及び ETS の開発担当者が作成する図書について、校正を行うこと。作成する図書の分量は、平均月に 12 編程度、平均ページ数は 50 ページ程度である。技術的な詳細は受注者の作業範囲外である。
- (3) 作成する図書ごとに、ITER 機構が作成したガイドライン、テンプレート、チェックリスト等と対比し、必要な項目が漏れなく重複せずに適切な章立てで含まれていることを確認すること。
- (4) 図書内及び図書間での用語の表記ゆれを防止するため、用語集及び略語集を隨時更新すること。

2.4 ETS の製作に係る工程・図書管理作業

令和 8 年度第 3 四半期から製作作業が行われる予定の ETS の構成機器は、①YAG レーザー、②ビームダンプ、③光学システム敷設用機器 (光ファイバーバンドルの付帯機器)、④第 2 窓 (レーザー入射光学系の一部) である。これらの機器の製作に係る以下に示す作業を行うこと。なお、以下の作業では、仕様書を用いた作業を含むため、本件の受注者は、これらの機器の製作に係る入開札への参入は慎むこと。

- (1) QST 担当者による ETS の製作に係る仕様書作成、見積取得等の工程管理を行い、ETS 調達工程表に反映すること。仕様書作成や見積取得等の業務そのものは受注者の作業対象外である。
- (2) QST 担当者が作成した仕様書等及び入開札の結果に基づき、ITER 機構に対して調達行為を報告するための各種文書 (Procurement Description、Result of Technical Evaluation、Final List for Tender Firms、Information of Suppliers) を作成すること。
- (3) 各構成機器の製作に係る受注者から提出された工程表を基に、ETS 調達工程表の該当箇所を詳細化すること。
- (4) 各構成機器の製作に係る受注者からの提出図書について、提出図書リストを作成の上、ITER 国内機関文書管理センターへの送付完了状況も含め、各図書の提出・附番が適切に遅滞なく行われているか管理すること。工程遅延が既に発生している場合又は今後発生が見込まれる場合には、QST 担当者によってリカバリ策の必要性の有無が判断される。必要に応じて、技術課題の解決や工程遅延のリカバリに向けて必要となる調整やアクションのフォロー等の支援

を行うこと。

2.5 作業報告書の作成

上記 2.2 から 2.4 項にて実施した作業の結果を作業報告書としてまとめ、QST へ提出すること。作業報告書には、各項の作業において作成及び更新した進捗管理資料や工程資料を含めること。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する

場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。

3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて

移転を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内(ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、

自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関する乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関する甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上